

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年9月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 （仮称）ダイレックス上越北城店
所在地 上越市北城町三丁目317番2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
氏名又は名称 ダイレックス株式会社
法人代表者氏名 代表取締役 五味 肇
住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
氏名又は名称 ダイレックス株式会社
法人代表者氏名 代表取締役 五味 肇
住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和8年4月26日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計1,296平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおりに
 - ・収容台数 計55台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおりに
 - ・収容台数 計20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおりに
 - ・面積 計65平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおりに
 - ・容量 計6.3立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時00分から午後10時00分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 3箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおりに
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前0時00分から午後12時00分
- 7 届出年月日
令和7年8月25日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、上越市産業部産業政策課でも閲覧ができます。)

- 9 縦覧期間
令和7年9月5日から令和8年1月5日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp